

議事日程第4号

第1回大阪狭山市議会定例会議事日程 平成25年(2013年)3月27日午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第1 | 議員提出議案第1号 | 大阪狭山市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議員提出議案第2号 | 大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第3 | 議員提出議案第3号 | 大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 大阪狭山市まちづくり円卓会議条例について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 大阪狭山市暴力団排除条例について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 大阪狭山市新型インフルエンザ等対策本部条例について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 大阪狭山市附属機関設置条例について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 大阪狭山市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 大阪狭山市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について |
| 日程第10 | 議案第7号 | 大阪狭山市開発事業に係る事前の手續及び紛争調整に関する条例について |
| 日程第11 | 議案第8号 | 大阪狭山市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例について |

日程第12	議案第9号	大阪狭山市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例について
日程第13	議案第10号	大阪狭山市が管理する市道に設置する道路標識の寸法等に関する基準を定める条例について
日程第14	議案第11号	大阪狭山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について
日程第15	議案第12号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第16	議案第13号	大阪狭山市情報公開条例及び大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第14号	大阪狭山市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第18	議案第15号	大阪狭山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第16号	大阪狭山市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第17号	大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第18号	大阪狭山市子ども・子育て協議会条例について
日程第22	議案第19号	市道路線の認定及び廃止について
日程第23	議案第20号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について
日程第24	議案第21号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第25	議案第22号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について
日程第26	議案第23号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第4号)について
日程第27	議案第24号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第3号)について
日程第28	議案第25号	平成24年度(2012年度)大阪狭山市水道事業会計補正

		予算（第1号）について
日程第29	議案第26号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市一般会計予算について
日程第30	議案第27号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について
日程第31	議案第28号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市下水道事業特別会計予算について
日程第32	議案第29号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市土地取得特別会計予算について
日程第33	議案第30号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市介護保険特別会計（事業勘定）予算について
日程第34	議案第31号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第32号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市東野財産区特別会計予算について
日程第36	議案第33号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について
日程第37	議案第34号	平成25年度（2013年度）大阪狭山市水道事業会計予算について
日程第38	請願第1号	年金2.5%の削減中止を求める請願について
日程第39	請願第2号	通院も中学校卒業まで「子どもの医療費助成」拡充を求める請願について

議員提出議案第 1 号

大阪狭山市議会定例会の回数を定める条例の
一部を改正する条例について

大阪狭山市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和 62 年大阪狭山市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出する。

平成 25 年 (2013 年) 3 月 27 日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生 様

大阪狭山市議会議員	片 岡 由利子
同 上	北 村 栄 司
同 上	諏 訪 久 義
同 上	鳥 山 健
同 上	西 尾 浩 次
同 上	丸 山 高 廣

大阪狭山市議会定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市議会定例会の回数を定める条例（昭和31年大阪狭山市条例第47号）の一部を次のように改正する。

題名中「回数」の次に「及び会期」を加える。

第1条中「基づき、」を「基づく」に改め、「回数」の次に「、及び会期」を加える。

第2条中「定例会」の次に「の回数」を加え、「毎年4回これを招集」を「年1回と」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（会期）

第3条 議会の定例会の会期は、通年とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成25年の特例）

2 平成25年の大阪狭山市議会定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、年2回とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する
規則について

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

平成25年(2013年)3月27日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

大阪狭山市議会議員	片岡由利子
同上	北村栄司
同上	諏訪久義
同上	鳥山健
同上	西尾浩次
同上	丸山高廣

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「 第8節 表決（第67条～第77条）

第9節 会議録（第78条～第82条）

第2章 委員会

第1節 総則（第83条～第87条）

第2節 審査（第88条～第104条）

第3節 秘密会（第105条・第106条）

第4節 発言（第107条～第118条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第119条・第120条）

目次中 第6節 表決（第121条～第131条）

を

第7節 削除

第3章 請願（第136条～第142条）

第4章 辞職及び資格の決定（第143条～第147条）

第5章 規律（第148条～第156条）

第6章 懲罰（第157条～第162条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第163条）

第8章 議員の派遣（第164条）

第9章 補則（第165条）

」

「 第8節 表決（第67条～第76条）

第9節 会議録（第77条～第81条）

第10節 公聴会及び参考人（第82条～第88条）

第2章 委員会

第1節 総則（第89条～第93条）

第2節 審査（第94条～第110条）

第3節 秘密会（第111条・第112条）

第4節 発言（第113条～第124条）

第5節 委員長及び副委員長の互選（第125条・第126条）

第6節 表決（第127条～第136条） に改める。

第7節 削除

第3章 請願（第141条～第147条）

第4章 辞職及び資格の決定（第148条～第152条）

第5章 規律（第153条～第161条）

第6章 懲罰（第162条～第167条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第168条）

第8章 議員の派遣（第169条）

第9章 補則（第170条） 」

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の会期は、招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める。

第5条に次の3項を加える。

3 会期は、招集された日から起算する。

4 会期は、議会の議決で延長することができる。

5 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

第6条及び第7条を次のように改める。

（会議の種類等）

第6条 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

□ 開会議会 定例会の招集により開く会議

□ 定例会議会 定例的に開く会議をいい、原則として3月、6月、9月及び12月に開くものとする。ただし、開会月は都合によりこれを変更することができる。

□ 緊急議会 市長又は議員の定数の4分の1以上の者（以下「要請議員」という。）からの要請に基づき、緊急に開く会議

□ 閉会議会 定例会の閉会に際し開く会議

2 前項各号に定める各会議の期間（以下「議会期間」という。）は、議長が議会運営委員会に諮ったうえで決定し、当該各会議の初めに議長が宣告するものとする。

3 議長は、定例会の開会日の7日前に、議員に当該日を通知するものとする。

4 議長は、開会議会を除く各議会の7日前に、議員及び市長に、当該日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。

(緊急議会の開会)

第7条 要請議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急議会の開会を請求することができる。

2 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急議会の開会を請求することができる。

3 議長は、前2項の請求があつた日から原則として7日以内に、緊急議会を開くことについて、議会運営委員会に諮るものとする。

4 議長は、緊急議会を開く場合は、第1項又は第2項の請求があつた日から原則として7日以内に開くものとする。

第10条第1項中「日曜日及び」を「市の」に改める。

第15条中「会期」を「議会期間」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第138条」を「第143条」に、「に付託し、又は議会の議決で特別委員会」を「又は議会運営委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第37条第2項中「議決で、」の次に「議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は」を加える。

第52条の次に次の1条を加える。

(反問)

第52条の2 議長から会議に出席を要請された市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者(以下「市長等」という。)は、議長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対し、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

第56条の見出し中「質疑の」の次に「方法及び」を加え、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

質疑は、一問一答の方法により行うものとする。ただし、特に議長の許可を得た

ときは、この限りでない。

第65条中「会期」を「議会期間」に改める。

第72条を次のように改める。

第72条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第73条を削り、第74条を第73条とし、第75条から第77条までを1条ずつ繰り上げる。

第78条中第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

□ 議会期間に関する事項及びその年月日時

第78条に次の1項を加え、同条を第77条とし、第79条から第82条までを1条ずつ繰り上げる。

2 会議録は、議会期間ごとに調製するものとする。

第165条を第170条とする。

第8章中第164条を第169条とする。

第7章中第163条を第168条とする。

第6章中第162条を第167条とし、第158条から第161条までを5条ずつ繰り下げる。

第157条第2項中「第106条（秘密の保持）第2項」を「第112条（秘密の保持）第2項」に改め、同条を第162条とする。

第5章中第156条を第161条とし、第148条から第155条までを5条ずつ繰り下げる。

第4章中第147条を第152条とし、第143条から第146条までを5条ずつ繰り下げる。

第3章中第142条を第147条とし、第139条から第141条までを5条ずつ繰り下げる。

第138条中「常任委員会」の次に「又は議会運営委員会」を加え、同条を第

143条とする。

第137条を第142条とし、第136条を第141条とする。

第2章第6節中第131条を第136条とし、第128条から第130条までを5条ずつ繰り下げる。

第127条を削る。

第126条を第132条とし、同条を次のように改める。

(投票)

第132条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第125条を第131条とし、第121条から第124条までを6条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第126条とし、第119条を第125条とする。

第2章第4節中第118条を第124条とし、第109条から第117条までを6条ずつ繰り下げる。

第108条を第114条とし、同条の次に次の1条を加える。

(反問)

第114条の2 委員長から委員会に出席を要請された市長等は、委員長の許可を得て、委員の質問又は質疑に対し、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

第107条を第113条とする。

第2章第3節中第106条を第112条とし、第105条を第111条とする。

第2章第2節中第104条を第110条とし、第99条から第103条までを6条ずつ繰り下げる。

第98条を第104条とし、同条に次の1項を加える。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第97条を第103条とし、第88条から第96条までを6条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第93条とし、第83条から第86条までを6条ずつ繰り下げる。

第1章第9節の次に次の1節を加える。

第10節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第82条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第83条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第84条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第85条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第86条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第87条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第88条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければ

ならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

議員提出議案第3号

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の
一部を改正する条例について

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

平成25年(2013年)3月27日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

大阪狭山市議会議員	片岡由利子
同上	北村栄司
同上	諏訪久義
同上	鳥山健
同上	西尾浩次
同上	丸山高廣

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市議会議員の議員報酬の額の特例に関する条例（平成20年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。